地域密着型通所介護事業における設備等のガイドライン

令和5年5月 綾瀬市福祉部高齢介護課 本市における地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、第一号通所事業 (通所型サービス)(以下「地域密着型通所介護事業所等」という。)において、 適切な事業所開設を行えるよう、設置すべき設備等についてガイドラインを策 定しました。本ガイドラインは最低限満たすべき事項を示しているものであり、 事業所規模等により適切な環境を整えてください。

なお、介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業所等は、建築基準法や消防 法、老人福祉法等による建物の構造や設備等の制約がある場合があります。

このため、開設に当たっては介護保険法以外の基準に抵触していないことが前提になり、申請前に各所管課に確認することが必要です。なお、各所管課に確認する際は、必ず建物の設置場所や建物の構造、図面(平面図、配置図)等を持参し、来庁される場合は必ず電話で予約をしてください。

各所管課に事前確認が必要な主な事項

- 1. 事業所開設予定地の用途地域等の確認
 - ※予定地の用途地域等によっては、事業所が開設できないことがあります。
 - ○予定地の用途地域等の確認

【問合せ先】都市計画課 計画調整・開発指導担当 窓0467-70-5625

○該当の用途地域に事業所が開設できるかの確認

【問合せ先】神奈川県厚木土木事務所 まちづくり建築指導課 ② 0 4 6 7 - 7 9 - 2 8 0 0

- 2. 事業所の建物の用途確認
 - ①既存建物を改修して事業所を開設する場合、建物用途の変更が必要となる場合があります。
 - ②建築基準法では、建物の用途により、防火、避難関係の規定が異なり、建物 用途の変更に伴って、追加の設備等が必要になることがあります。
 - ③神奈川県厚木土木事務所 まちづくり建築指導課から是正の指示があった 内容については、必ず是正するとともに、手続きが必要な場合は、申請期日 までに完了させてください。(手続きには時間を要する場合がありますので、 ご注意ください。)

【問合せ先】神奈川県厚木土木事務所 まちづくり建築指導課 ② 0 4 6 7 - 7 9 - 2 8 0 0

3. 消防法上の設備や手続き(防火対象物使用開始届等)等の確認

地域密着型通所介護事業所等は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか「消火設備その他非常災害に際して必要な設備」の設置が必要です。

この「消火設備その他非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。

なお、消防法においては、火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を行わせるため、建物の使途、面積により消火器や自動火災報知設備等の消防用設備の設置が義務付けられています。詳細については綾瀬市消防本部にお問合せください。

※ 消防法上の手続き(防火対象物使用開始届)を確認し、手続きが必要な場合は、原則として申請時までに手続きを完了させる必要があります。

【問合せ先】綾瀬市消防本部 予防課 予防担当 ② 0 4 6 7 - 7 6 - 2 1 6 6

民家等を借り上げる場合に事前確認が必要な主な事項

- ・当該物件が、地域密着型通所介護等の事業を行うに当たり建築基準法、消防法、 都市計画法の要件を満たす物件であるか。
- ・改修等が必要になった場合、工事等を行うのは可能なのか。
- 事業所開設者と地域住民との間でトラブルとなるケースがないか。

上記3点について、事前に貸主、不動産業者に必ず確認してください。

事前確認完了後の対応チェックリスト

□上記の事前码	権認が必要な主な事項を	を完了した上で、	別紙「建築物学	等に係る関係
法令確認書」	をご記入ください。			

- □各所管課の手続き等が完了していない場合は、申請書を受け付けられません。
- □受付け後、審査において必要な手続きが行われていないことが確認された場合や実施できない建物であると確認された場合は、指定できません。
- □介護保険で定められている設備基準要件の食堂や機能訓練室等の留意事項に ついては、「設備に関する留意事項」を確認の上、申請を行ってください。

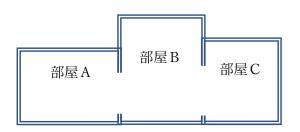
建築物等に係る関係法令確認書

事業所名	
サービス種別	ı]
□用途地域確	認(予定地の用途地域で事業ができるか)
担当部署	
担当者名	
確認内容	・必要手続きの要否 要・不要
	・その他所管庁の指導事項及び対応状況
□ 建物用途	確認(予定地の建物用途で事業ができるか)
担当部署	
担当者名	
確認内容	・必要手続きの要否(用途変更等) 要・不要
	・その他所管庁の指導事項及び対応状況
□消防法	
管轄消防署	
担当者名	
確認内容	• 防火対象物使用開始届
	□届出済 (年月日)
	□届出予定 (年 月 日)
	届出予定の場合、管轄消防署に対する事前相談を実施した日 (年 月 日)
	・その他所管庁の指導事項及び対応状況

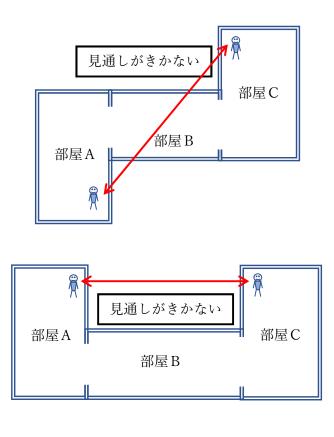
設備に関する留意事項

全体	【サービス提供に当たり必須の設備】
	□食堂・機能訓練室
	□静養室
	□相談室
	□事務室
	□消防設備
	□トイレ・手洗い
	□浴室 (入浴サービスを提供する場合)
	□厨房(食事を調理して提供する場合)
	□駐車・送迎スペース (送迎車を保有する場合)
食堂・	【全般】
機能訓練室	□内法により測定し、3㎡/人以上の面積を確保すること。
	□エレベーターがない場合、出入口(又は道)と同じ階層に設
	置すること。
	□利用定員分の机や椅子等を配置すること。
	※机はサービス提供内容により無くても可。
	□原則、室内の段差は解消すること。
	※段差があることにより、段差がない場合に比べ転倒等の事
	故が起こる可能性が高まることが予想されるため、介護職
	員の配置を考慮する必要がある。 -
	【複数の部屋を連結する場合】
	□部屋と部屋との開口部の下限は1.7m、かつ境界線の1/
	2を上回ること。
	※下回る場合は別々の部屋として取り扱う。
	□開口部の条件を満たしていても、極端に死角ができてしまう
	場合、一体的に行える部屋とはみなさない。
	見通しがきかない

- □一部の壁や柱等が残る状態で、複数の部屋を一体的に運用する場合、最大3部屋とするが、見通しが極端に悪く一体的に使用できないと判断される場合は2部屋までとする。
 - ※ただし、直線方向に位置する連続した部屋の場合、見通し等の観点から一方的な利用に支障ないと認められる場合に限り、3部屋を越える部屋数を連続した場合も認められる。
 - ○開口部の基準を満たせば可の例

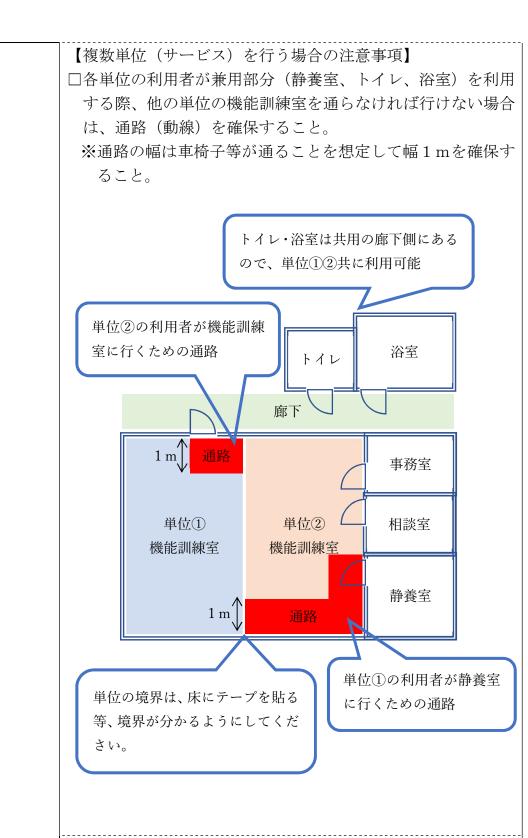


○開口部の基準を満たしても不可の例



【機能訓練室の面積参入可否の例】 ○面積参入不可 □他設備(静養室、事務室、玄関部分、押入れ、床の間、トイ レ・手洗い、浴室、事務スペース等)を含まないこと。 □柱やパーティション等の部分を含まないこと。 □他事業(当該単位と別単位の場合も含む)の職員等が食堂及 び機能訓練室内を通る構造の場合の当該通路部分を含まない こと。 □利用者が機能訓練等に使用できない4 m²未満の狭隘な部屋・ スペース(冷蔵庫や棚等サービス提供のために利用者が直接 使用しない什器等がある場合は、当該スペースは面積から除 く)を含まないこと。 □当該建物における通路・廊下部分を含まないこと。 ※利用者が機能訓練の一環として歩行訓練等に使用する場合 も同様。 □昼食を作る等従業員が長い間厨房を使用する場合、流し台か ら80cmの部分を含まないこと。 ※お茶のみを提供する場合等、長い間従業員が使用しないの であれば除算しない。 □棚、洗面台、利用者ロッカー、靴箱、食堂カウンター、冷蔵 **庫、電子レンジ、洗濯機等の備品の配置部分を含まないこと。** ※可動式の棚は、機能訓練室内に設置する場合はその部分を 除外するが、廊下等へ移動させるのであれば除外しない。 □その他、利用者の安全上、食堂、機能訓練室に適さないと判 断されるスペースを含まないこと。 ○面積算入可 □サンルーム、縁側は使用方法を確認し、機能訓練に資すると 判断される場合かつ、部屋から段差なく続くスペースである 場合は面積参入可能。 ※原則は増床の一形態として、個別の部屋として取り扱わな い。用途が不明瞭な場合は認められないが、広さ等に応じ、 個別に判断する。 □機能訓練等のサービス提供に直接必要となる場合、テーブル、 椅子、ソファ、ピアノ、テレビ、カラオケセット、パソコン

等の備品。



【食堂と機能訓練室を別々に設ける場合の面積】

□食堂は1.75 m²/人、機能訓練室は2.25 m²/人を確保すること。

静養室	□静養・見守りの観点から、原則、機能訓練室に接続した個室
111 22 22	であること。
	□静養室が機能訓練室に接続していない部屋の場合、ナースコ
	ール(簡易型で可)を設置し、頻回に見守る体制を確保する
	こと。なお、介護職員が1名しかいない時間帯がある場合、
	介護職員を手厚く配置すること。
	※静養室に見守りに行ってしまうと他の利用者の介護が適切
	にできないことが想定されるため。
	□休養が必要になった利用者が適時休めるよう、機能訓練室と
	同一フロアにある等利用しやすい場所に設置すること。
	□静養室は、プライバシーが確保され、個室又はカーテン等で
	仕切られた形状であり、静養できる設備であること。
	□エレベーターがない場合、出入口(又は道)と同じ階層に設
	置すること。
	□静養室のベッドについて、大きさは1m×2m程度あり、利
	用者が自身で起き上がるための手すりや、転倒防止の柵があ
	るものが望ましい。
	※自身で降りられないように、四方を柵で囲んでしまうと、
	身体拘束に該当するため注意すること。
	□申請時には、ベッドだけではなく利用者が静養できる設備と
	して、布団等の設置も必要。
相談室	□利用者及びその家族のプライバシー確保のため、個室又はパ
	ーティション等で仕切られて外部からの視線を遮断できる形
	状・しつらえであること。
	□窓際に設置する場合、外部から中の様子が見えないようカー
	テン等を取り付けること。
	□車椅子利用の相談者や足腰の弱い相談者が来所されることも
	想定されるため、出入口(又は道)と同じ階層に設置するこ
	とが望ましい。
	※やむを得ず出入口(又は道)と別の階層に設置する場合、
	利用者及び家族の安全を考慮した対応策を講じること。
事務室	□当該事業を運営するための事務室が必要。
	※機能訓練室内に事務の為のスペースを別途確保する場合、
	利用者からは個人情報が見えないよう机の配置等工夫する
	こと。また、当該スペースは機能訓練室の面積からは除外
	すること。

	□個人情報等を適切に保管するための設備として、鍵付きの書
	庫等を設置すること。
	□他事業(介護保険外事業含む)と事務室が同一の場合、地域
	密着型通所介護事業専用の事務机を1以上確保すること。
消防設備そ	□建物の構造や面積、利用者の介護度等によって必要な設備が
の他の災害	変わるため、必ず綾瀬市消防本部予防課予防担当に相談する
に際して必	こと。
要な設備	※消火設備その他非常災害に際して必要な設備とは、消防法
	その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設
	備を確実に設置しなければならない。
その他付帯設	備
トイレ・手洗	□手すりを設ける、段差を解消する、車椅子でも使用しやすく
V	する等、要介護状態等の高齢者が安全かつ衛生的に使用でき
	るものであること。
	□トイレ・手洗いは利用定員等を考え、必要数を配置すること。
	※トイレの数が1つだけの場合、混雑時に間に合わない利用
	者が出てくる可能性があるため、2つ以上あることが望ま
	LV.
浴室	□入浴介助を行う場合、車椅子でも入ることができ、利用者と
	介護スタッフが入っても対応可能な脱衣スペースを設ける
	等、要介護者が安全かつ適切に入浴し、介助できる設備であ
	ること。
	□入浴時間外に浴槽等で事故がないように、入浴室のドアには
	ストッパー等を取り付けることが望ましい。
	□利用者が浴用石鹸、シャンプー、リンス等を誤飲しないよう、
	鍵のかかる戸棚に収納することが望ましい。
厨房	□昼食の提供等で調理を行う場合、厨房を設置すること。
	□厨房は衛生的に使用できるものであること。
	□厨房として従業者が使用するスペースは、機能訓練室の面積
	には参入しないこと。
	※利用者が機能訓練等の一環として当該厨房を使用する場合
	であっても同様。
	□利用者と共同で作業することも想定し、必要な広さの確保や
	使いやすさにも配慮すること。
	□利用者が包丁や洗剤等を持ち出さないよう、これらを収納す
	る戸棚等には鍵が掛かるようにすることが望ましい。

駐車・送迎ス	□送迎車を保有する場合には、適切な駐車スペースを確保する
ペース(車	こと(事業所所在地外でも可)。
両)	□玄関又はその近くに車両を停めることができる送迎スペース
	を設け、図面上に反映すること。
	※駐車場を設ける場合も同様。
	□送迎スペースについては、要介護状態等の高齢者が安全に乗
	降でき、交通・往来の妨げにならないものであること。
	□利用者が雨に濡れずに建物に入れるよう工夫すること。
個人情報保	□個人情報等を適切に保管するための設備として、施錠できる
管の設備	書庫等を設置すること。
宿泊サービ	□「綾瀬市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を
ス	利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサー
	ビスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガ
	イドライン(指針)」を確認すること。

自宅併設の	□事業所が個人の住居と併設となる場合、地域密着型通所介護
場合	事業所等と混在することなく、専有の区画を確保すること。
	□個人の住居と事業所の動線が交わらない形状であること。
	※出入り口は同一にできない。(双方で使用するスペースを通
	過することがないように配慮すること。)

注意 (再掲) ■申請予定の建築物について、建築関係法令、消防関連法令等他法令において、指定地域密着型通所介護等を行うことのできる建物・地域かどうか、事前に確認が必要です。 ■他法令により、デイサービス事業を行うことができないと判断される場合については、地域密着型通所介護事業所等として指定できません。 ■各所管課・消防本部に確認を行い、その結果を別紙「建築物等に係る関係法令確認書」に記載し提出してください。 ■指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを提供する場合、「綾瀬市における指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン(指針)」を確認してください。

食堂兼機能訓練室の面積の計算方法の注意点について

- ①市に平面図を提出する時は、寸法の詳細が記載されているものを提出してく ださい。
 - ※○畳、○m²の記載は不可。
- ②面積は利用者が有効に使用できる面積(内法)で測るため、壁芯から測ることは認められません。
- ③壁に手すりを設置している場合は、手すりの内側からではなく、壁からの寸法で面積を算出してください。
- ④計算結果は小数第3位以下を切り捨て、小数第2位まで算出してください。 複数のスペースに区切って計算している場合は、スペースごとに切り捨てを 行ってください。